

議案第 87 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 12 月 5 日提出

日野町長 塚 田 淳 一

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、本町の関係する条例について所要の整備を行なうもの

2 施行期日

令和2年4月1日

3 制定内容

(1) 日野町職員の給与に関する条例の一部改正

- i 会計年度任用職員の給与については、別に条例で定めるところによることとする。別に定めるところとは、議案第86条「日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」のこと。
- ii 寒冷地手当について、現在支給しておらず、今後も支給することがないことから削ることとする。

(2) 日野町職員の分限に関する条例の一部改正

会計年度任用職員について、休職の期間を定めることとする。

(3) 日野町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

会計年度任用職員について、懲戒による減給対象とすることとする。

(4) 日野町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の一部改正

条件付採用職員を条件付採用職員に改める。

(5) 日野町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

職務に専念する義務の特例対象に教育長を追加する。

(6) 日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

引用の整備及び会計年度任用職員の勤務時間等について、別に定める基準に従い、任命権者が定めることとする。

(7) 日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- i 育児休業する職員のうち、会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象から除く旨を明記することとする。
- ii 育児休業をした職員のうち、会計年度任用職員を育児休業から復帰後における号給の調整の対象から除くこととする。

(8) 日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

引用の整備及び改正に伴う職の整理を行う。

(9) 日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

i 会計年度任用職員の給与については、日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用することとする。

ii 寒冷地手当について、現在支給しておらず、今後も支給することがないことから削ることとする。

(10) 日野町職員等の旅費に関する条例の一部改正

地方公務員法第22条の2第1項第2号の職員(常勤の者)が旅費の支給対象となる旨の規定の整備を行うこととする。

(11) 日野町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

i 会計年度任用職員の給与については、日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用することとする。

ii 寒冷地手当について、現在支給されておらず、今後も支給することがないことから削ることとする。

(12) 日野町職員定数条例の一部改正

定数に会計年度任用職員が除かれるよう所要な改正を行うこととする。

(13) 日野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

公表の対象となる職員に、地方公務員法第22条の2第1項第2号の職員(常勤の者)を加えることとする。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(日野町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、同法第3条第2項に規定する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4項に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「職員」という。)の給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日野町条例第21号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を含まないものとする。</p> <p>第21条 <u>削除</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、同法第3条第2項に規定する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4項に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「職員」という。)の給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当、寒冷地手当</u>及び特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日野町条例第21号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当、寒冷地手当</u>及び特殊勤務手当を含まないものとする。</p> <p><u>(寒冷地手当)</u></p> <p>第21条 <u>寒冷地手当は、任命権者が毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)において在職する職員(任命権者が定める職員を除く。)に対して支給する。また、採用、異動等の</u></p>

2 削除

(管理職手当等の支給方法)

第22条 管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

(退職者の給与)

第24条 略

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

第26条 削除

事由により職員として在職することとなった者に対しても、同様とする。

2 寒冷地手当の額は、基準日(基準日の翌日から新たに職員となった者にあつては、翌月の初日。以下同じ。)における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
17,800円	10,200円	7,360円

(管理職手当等の支給方法)

第22条 管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給方法に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

(退職者の給与)

第24条 略

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

(賃金等で雇用する職員の給与)

第26条 賃金等で雇用する職員については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(再任用職員についての適用除外)

第27条 略

(会計年度任用職員の給与)

第27条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

(再任用職員についての適用除外)

第27条 略

(日野町職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 日野町職員の分限に関する条例(昭和45年日野町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職の効果) 第3条 略 2及び3 略 4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果) 第3条 略 2及び3 略</p>

(日野町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 日野町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和45年日野町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、給料の月額<u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日野町条例第 号)第16条に規定する報酬の額)</u>の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、給料の月額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

(日野町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 日野町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例(昭和45年日野町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="241 357 1066 389">日野町<u>条件付採用職員</u>及び臨時的任用職員の分限に関する条例</p> <p data-bbox="215 432 300 464">(目的)</p> <p data-bbox="215 472 1122 619">第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の2第2項の規定に基づき、<u>条件付採用期間中の職員</u>及び臨時的に任用された職員の分限に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="215 662 300 694">(分限)</p> <p data-bbox="215 702 1122 810">第2条 任命権者は、<u>条件付採用期間中の職員</u>が次の各号の1に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p data-bbox="215 818 421 850">(1)及び(2) 略</p>	<p data-bbox="1176 357 2000 389">日野町<u>条件付採用職員</u>及び臨時的任用職員の分限に関する条例</p> <p data-bbox="1149 432 1234 464">(目的)</p> <p data-bbox="1149 472 2056 619">第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の2第2項の規定に基づき、<u>条件付採用期間中の職員</u>及び臨時的に任用された職員の分限に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="1149 662 1234 694">(分限)</p> <p data-bbox="1149 702 2056 810">第2条 任命権者は、<u>条件付採用期間中の職員</u>が次の各号の1に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p data-bbox="1149 818 1355 850">(1)及び(2) 略</p>

(日野町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 日野町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和45年日野町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="241 1101 327 1133">(目的)</p> <p data-bbox="215 1141 1122 1287">第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条及び<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162条)第11条第5項</u>の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。</p>	<p data-bbox="1176 1101 1261 1133">(目的)</p> <p data-bbox="1149 1141 2056 1249">第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。</p>

(日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日野町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(臨時的任用職員の休暇)</p> <p>第 17 条 臨時的任用職員(地方公務員法第 22 条の 3 第 4 項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。)の休暇については、別に定める。</p> <p>(<u>会計年度任用職員の勤務時間等</u>)</p> <p>第 18 条 <u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日並びに休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>	<p>(臨時的任用職員の休暇)</p> <p>第 17 条 臨時的任用職員(地方公務員法第 22 条の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。)の休暇については、別に定める。</p> <p>(<u>非常勤職員の勤務時間、休暇等</u>)</p> <p>第 18 条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、別に定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

(日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 日野町職員の育児休業等に関する条例(平成4年日野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 日野町職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の職員の昇給を行う日として日野町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則(昭和48年日野町規則第6号)で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 日野町職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の職員の昇給を行う日として日野町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則(昭和48年日野町規則第6号)で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

(日野町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 日野町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和56年日野町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(別に条例で定めるものを除く。以下「非常勤の職員」という。)に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。			(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(別に条例で定めるものを除く。以下「非常勤の職員」という。)に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。		
別表(第2条関係)報酬			別表(第2条関係)報酬		
職名		報酬額	職名		報酬額
略			略		
農業後継者選考委員会委員		略	農業後継者選考委員会委員		略
略			人権教育推進員		月額 148,600円
部落差別撤廃及び人権擁護審議会委員		略	生活相談員		〃 148,600円
略			略		
農地利用最適化推進委員		略	部落差別撤廃及び人権擁護審議会委員		略
略			英語指導助手		月額 340,000円
空き家等対策委員会委員		略	略		
略			農地利用最適化推進委員		略
学校医	根雨小学校	年額 97,900円	日野町スポーツ指導員		〃 300,000円
	黒坂小学校	〃 89,100円	略		
	日野中学校	〃 93,500円	空き家等対策委員会委員		略
学校歯科医	根雨小学校	〃 70,300円	その他の特別職		月額 182,500円以内
	黒坂小学校	〃 64,000円			

	日野中学校	〃	70,300円
学校耳鼻科医	根雨・黒坂小学校、 日野中学校	〃	140,600円
学校眼科医	根雨・黒坂小学校、 日野中学校	〃	140,600円
学校薬剤師	根雨小学校	〃	24,100円
	黒坂小学校	〃	24,100円
	日野中学校	〃	24,100円
保育所医		日額	35,000円
保育所歯科医		年額	20,000円
福祉事務所嘱託医		日額	13,570円
福祉事務所嘱託歯科医		〃	13,570円
産業医		月額	20,000円
専門委員及び上記に掲げる者を除く附 属機関の委員その他構成員 (別に報酬の額を定めているものを除 く。)		日額	3,000円

--	--	--	--

(日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年日野町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第11条 <u>削除</u></p> <p>(支給額決定の基準)</p> <p>第14条 職員の給与の額は、日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける者の給与の額との権衡並びに職務の特殊性及び実態を考慮して定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条におい</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>寒冷地手当</u>、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>寒冷地手当</u>、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第11条 <u>寒冷地手当は、町長が定める日(以下「基準日」という。)において在職する職員(町長が定める職員を除く。)に対して支給する。基準日の翌日から採用、異動等の事由により職員として在職することとなった者に対しても、同様とする。</u></p> <p>(支給額決定の基準)</p> <p>第14条 職員の給与の額は、日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号。<u>以下「給与条例」という。</u>)の適用を受ける者の給与の額との権衡並びに職務の特殊性及び実態を考慮して定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この</p>

てこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1項に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

(会計年度任用職員の給与)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日野町条例第 号)の規定を準用する。

条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1項に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

(賃金等で雇用する職員の給与)

第18条 賃金等で雇用する職員については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。

(日野町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第10条 日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 略 2 町が職員(日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)に規定する職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(目的) 第1条 略 2 町が職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する職員をいい、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4項に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。)及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>

(日野町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 日野町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和60年日野町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第17条第1項において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 簡易水道事業に勤務する職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第22条の2第1項に規定するもの及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、<u>地方公営企業法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第17条第1項において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号。<u>以下「法」という。</u>)第38条第4項の規定に基づき、簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 簡易水道事業に勤務する職員で常時勤務を要するもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>寒冷地手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、<u>法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。</u></p>

第 8 条 削除

(休日勤務手当)

第 10 条 職員には、正規の勤務日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び年未年始等で別に定める日(以下「休日等」という。)にあっても、正規の給与を支給する。

(会計年度任用職員の給与)

第 17 条 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与については、日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日野町条例第 号)の規定を準用する。

(寒冷地手当)

第 8 条 寒冷地手当は、町長が毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日(以下「基準日」という。)において在職する職員(町長が定める職員を除く。)に対して支給する。また、採用、異動等の事由により職員として在職することとなった者に対しても、同様とする。

(休日勤務手当)

第 10 条 職員には、正規の勤務日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び年未年始等で別に定める日(以下「休日等」という。)に当たっても、正規の給与を支給する。

(非常勤職員の給与)

第 17 条 簡易水道事業に勤務する職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(日野町職員定数条例の一部改正)

第12条 日野町職員定数条例(昭和34年日野町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、日野町長、議会、農業委員会、教育委員会の事務部局に常時勤務する<u>一般職の地方公務員(臨時的任用職員(緊急の場合において臨時的に任用される職員を除く。))を除く。</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、日野町長、議会、農業委員会、教育委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員(<u>雇用人及び嘱託を含み副町長、教育長、固定資産評価員及び2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者を除く。</u>)をいう。</p>

(日野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第13条 日野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年日野町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告) 第2条 略 2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(公表の方法等) 第3条 町長は、前条第1項の規定による任命権者からの報告及び公平委員会の事務を委託している鳥取県人事委員会からの前年度における業務の状況の報告を受けたときは、毎年10月末までに、同項の規定による報告をとりまとめ、その概要及び鳥取県人事委員会からの報告を公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(任命権者の報告) 第2条 略 2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(公表の方法等) 第3条 町長は、第2条第1項の規定による任命権者からの報告及び公平委員会の事務を委託している鳥取県人事委員会からの前年度における業務の状況の報告を受けたときは、毎年10月末までに、同項の規定による報告をとりまとめ、その概要及び鳥取県人事委員会からの報告を公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。